# クイズで学ぶ廃棄物管理

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会

出題編

#### 問題 1 廃棄物の定義 ①

\*\*

廃棄物の定義に関する記述のうち、誤っているものはどれか?

- ① 廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体 その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって 汚染された物を除く)をいう
- ② 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう
- ③ 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、土砂、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう

### 問題 2 廃棄物の定義 ②

 $\star$ 

事業活動に伴わずに生じた廃棄物であっても、産業廃棄物に該当するものがある。

- ①は い
- ② いいえ

## 問題3 産業廃棄物の種類

\*\*

産業廃棄物の木くずを排出する事業活動として特定されている業種はどれか?

- ① 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)
- ② 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)
- ③ パルプ製造業
- ④ 物品賃貸業
- ⑤ 輸入木材の卸売業

### 問題 4 産業廃棄物の区分

\*\*\*

次の不要物のうち、産業廃棄物に該当するものはどれか?

- (1) たまねぎを生産する農家が自ら排出した紙製の肥料袋
- ② 解体する戸建住宅に残された家具
- ③ 銀行の応接室で使用されている古い天然繊維のじゅうたん
- ④ 産業廃棄物処理業者が飼っていた番犬の死体
- ⑤ 金属製品加工業者が製品倉庫を自ら解体して排出されたコンクリートくず

## 問題 5 産業廃棄物の委託基準

\*\*

産業廃棄物の委託基準に関する記述のうち、誤っているものはどれか?

- ① 原則、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託しなければならない
- ② 委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれる業者に委託しなければならない
- ③ 委託契約は、書面で行わなければならない
- ④ 委託契約書は、契約した日から5年間保存しなければならない
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する特別管理産業廃棄物の種類、 数量、性状等を、あらかじめ処理業者に文書で知らせなければならない

# 問題 6 排出事業者の責任

\*

事業者は、産業廃棄物を処理業者に委託すれば、その後の処理に関する責任はない。

- ①は い
- ② いいえ

#### 問題 7 産業廃棄物の処理委託

#### \*\*\*

#### 産業廃棄物の処理委託に関する記述のうち、正しいのはどれか?

- ① 事業者が自ら産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である
- ② 特別管理産業廃棄物に該当する揮発油類の許可を受けた収集運搬業者に、特別管理産業廃棄物に当たらない廃油の収集運搬を委託することができる
- ③ 産業廃棄物の金属くずを資源回収業者などの専ら再生利用業者に委託する場合は、 契約を締結する必要がない
- ④ 委託する産業廃棄物が少量の場合は、産業廃棄物管理票の交付をもって、書面による 契約の締結に代えることができる
- ⑤ 中間処理を委託した産業廃棄物が中間処理後に別の最終処分業者により処分される場合には、中間処理業者に加えて最終処分業者とも委託契約を締結する必要がある

#### 問題8 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

\*

事業者は、産業廃棄物の処理を処理業者に委託するときは、予め委託契約書を締結し、引き渡しにあたっては産業廃棄物管理票を交付若しくは電子マニフェストの登録をしなければならない。

- ①は い
- ② いいえ

#### 問題 9 産業廃棄物管理票の交付

\*\*

産業廃棄物管理票の交付に関する記述のうち、誤っているのはどれか?

- ① 産業廃棄物の種類ごとに交付しなければならない
- ② 運搬先が2か所以上あるときは、運搬先ごとに交付しなければならない
- ③ 引き渡し時において産業廃棄物の数量が不明な場合には、数量の記載なしに交付できる
- ④ 複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、 その混合物の一般的な名称を種類に記載して交付できる
- ⑤ 金属くずを資源回収業者などの専ら再生利用業者に委託する場合は、管理票を交付しなくてもよい

#### 問題 10 電子マニフェストの運用

\*\*

電子マニフェストの運用に関する記述のうち、誤っているのはどれか?

- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の多量排出事業者が、 特別管理産業廃棄物を他人に委託する場合には、原則、電子マニフェストを使用しなければならない
- ② 排出事業者は、電子マニフェストを利用した場合でも、都道府県知事に管理票の交付に関する実績を報告しなければならない。
- ③ 電子マニフェストの使用者に対しては、情報処理センターから電子情報処理組織の使用を証する書面が交付される
- ④ 排出事業者の情報処理センターへの登録は、引き渡しから3日以内に行う必要がある
- ⑤ 電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が使用者でなければ 運用できない

# 解答編

# 問題 1 廃棄物の定義 ①

答え:③

\*\*

廃棄物の定義に関する記述のうち、誤っているものはどれか?

- ① 廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体 その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって 汚染された物を除く)をいう
- ② 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう
- ③ 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、**土砂**、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう

## 問題 2 廃棄物の定義 ②

答え:②

\*

事業活動に伴わずに生じた廃棄物であっても、産業廃棄物に該当するものがある。

- ①は い
- ② いいえ

【関係条文】廃棄物処理法 第2条第4項

### 問題3 産業廃棄物の種類

答え:全て

\*\*

産業廃棄物の木くずを排出する事業活動として特定されている業種はどれか?

- ① 建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)
- ② 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)
- ③ パルプ製造業
- ④ 物品賃貸業
- ⑤ 輸入木材の卸売業

木くずを排出する事業活動として法で特定されているすべての業種

#### 問題 4 産業廃棄物の区分

答え:⑤

\*\*\*

#### 次の不要物のうち、産業廃棄物に該当するものはどれか?

- ① たまねぎを生産する農家が自ら排出した紙製の肥料袋
- ② 解体する戸建住宅に残された家具
- ③ 銀行の応接室で使用されている古い天然繊維のじゅうたん
- 4 産業廃棄物処理業者が飼っていた番犬の死体

産業廃棄物の「がれき類」

⑤ 金属製品加工業者が製品倉庫を自ら解体して排出されたコンクリートくず

【関係条文】 廃棄物処理法 第2条第4項、廃棄物処理法施行令 第2条

#### 問題 5 産業廃棄物の委託基準

答え:④

\*\*

#### 産業廃棄物の委託基準に関する記述のうち、誤っているものはどれか?

- ① 原則、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託しなければならない
- ② 委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれる業者に委託しなければならない
- ③ 委託契約は、書面で行わなければならない

#### 契約の終了日から

- ④ 委託契約書は、<del>契約した日から</del>5年間保存しなければならない
- 5 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する特別管理産業廃棄物の種類、 数量、性状等を、あらかじめ処理業者に文書で知らせなければならない

#### 問題 6 排出事業者の責任

答え:②

\*

事業者は、産業廃棄物を処理業者に委託すれば、その後の処理に関する責任はない。

①は い

#### ② いいえ

(廃棄物処理法 第12条第7項)

事業者は、・・産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、<u>当該産業廃棄物の処理の状況に関する</u> 確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における 処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

【関係条文】 廃棄物処理法 第12条第7項

#### 問題 7 産業廃棄物の処理委託

答え:①

\*\*\*

産業廃棄物の処理委託に関する記述のうち、正しいのはどれか?

- ① 事業者が自ら産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である
- ② 特別管理産業廃棄物に該当する揮発油類の許可を受けた収集運搬業者に、特別管理産業廃棄物に当たらない廃油の収集運搬を委託することができる
- ③ 産業廃棄物の金属くずを資源回収業者などの専ら再生利用業者に委託する場合は、契約を締結する必要がない
- ④ 委託する産業廃棄物が少量の場合は、産業廃棄物管理票の交付をもって、書面による 契約の締結に代えることができる
- ⑤ 中間処理を委託した産業廃棄物が中間処理後に別の最終処分業者により処分される 場合には、中間処理業者に加えて最終処分業者とも委託契約を締結する必要がある

#### 問題8 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

答え:①

\*

事業者は、産業廃棄物の処理を処理業者に委託するときは、予め委託契約書を締結し、引き渡しにあたっては産業廃棄物管理票を交付若しくは電子マニフェストの登録をしなければならない。

- ①はい
- ② いいえ

産業廃棄物管理票⇒引き渡し時に交付 電子情報処理組織(電子マニフェスト)⇒引き渡し後3日内に登録

【関係条文】 廃棄物処理法 第12条第6項、第12条の3第1項、第12条の5第1項、第2項

#### 問題 9 産業廃棄物管理票の交付

答え:③

\*\*

産業廃棄物管理票の交付に関する記述のうち、誤っているのはどれか?

- ① 産業廃棄物の種類ごとに交付しなければならない
- ② 運搬先が2か所以上あるときは、運搬先ごとに交付しなければならない

交付時の数量の 記載は必要!

- ③ 引き渡し時において産業廃棄物の数量が不明な場合には、数量の記載なしに交付できる
- ④ 複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、 その混合物の一般的な名称を種類に記載して交付できる
- ⑤ 金属くずを資源回収業者などの専ら再生利用業者に委託する場合は、管理票を交付しなくてもよい

#### 問題 10 電子マニフェストの運用

答え:②

 $\star\star$ 

#### 電子マニフェストの運用に関する記述のうち、誤っているのはどれか?

① 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上の多量排出事業者が、 特別管理産業廃棄物を他人に委託する場合には、原則、電子マニフェストを使用しなければならない

実績報告を行うのは情報処理センター

- ② 排出事業者は、電子マニフェストを利用した場合でも、都道府県知事に管理票の交付に関する実績を報告しなければならない。
- ③ 電子マニフェストの使用者に対しては、情報処理センターから電子情報処理組織の 使用を証する書面が交付される
- ④ 排出事業者の情報処理センターへの登録は、引き渡しから3日以内に行う必要がある
- ⑤ 電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が使用者でなければ 運用できない

【関係条文】廃棄物処理法第12条の5第1項、第2項

ご清聴ありがとうございました。